

店舗の固定電話を進化させる顧客対応クラウド



着信コンシェル

お店の電話が、新人スタッフでも瞬時に「おもてなし」できるツールに変わります。店内で着信・顧客情報を共有して、業務効率や電話対応の品質を向上させます。



- 顧客情報表示
- 自由項目設定
- 着信履歴検索
- 着信メモ共有
- 着信履歴ダウンロード
- 電話番号グルーピング
- 迷惑電話チェック
- 顧客検索
- 週刊レポート

着信コンシェルでできること

電話番号時にお客様情報と対応履歴が画面に表示されます

- 毎回、お名前を聞く必要がない
- 誰からの着信かわかるので、余裕をもって電話に出られる
- 過去の対応履歴が見られるので、会話がスムーズ



SMS送信で予約のドタキャン防止に効果

- 予約前日に自動でお客様にリマインドメールを送信できます
- 電話がつかない時にも取り急ぎメッセージを送れます

不要な営業電話、迷惑電話を減らすことができます

- 不要な営業電話が事前に検知でき対応しなくてよくなる
- ネットで公開されている最新の迷惑電話番号が自動更新される

着信コンシェル料金

初期費用
15,000 円

月額費用定額 5,000円

※料金はすべて税抜き価格表示です。 ※利用規約、注意事項はチラシ裏面をご覧ください。

SMS (ショートメッセージ) ※送信数により課金	価格
月間 1 ~ 99 通	18 円 / 1 通
月間 100 ~ 999 通	15 円 / 1 通
月間 1,000 通 ~	12 円 / 1 通



販売代理店
会社名: Experts&trust株式会社
住 所: 〒981-0905
仙台市青葉区小松島4丁目30-8 サンヒルズSSK II 1F
Tel : 0120-377-490

着信コンシェル利用規約

第1条 (利用規約)

- 本規約は、株式会社健生(以下「健生」といいます。)が提供する「着信コンシェルおよび周辺アプリケーション」(以下「本システム」といいます。)の利用にかかわる一切に適用されます。
- 健生が所定の方法によりお客様に通知する本システムの説明、案内、利用上の注意等(以下「説明等」といいます。)は、目のないかかわらず本利用規約の一部を構成するものとします。ただし、説明等と本利用規約の内容が異なる場合、本利用規約の内容を優先するものとします。
- 健生は、お客様の了承を得ることなく本利用規約を随時変更することができるものとします。変更後の本利用規約は、E-MailやWEBページ掲載等、健生所定の方法にてお客様に通知し、同意と別力が必要なものとします。当該変更内容の通知後、お客様が本システムを利用し、同意又は健生の定める期間内に解約の手続きをとりなかった場合には、お客様は、本利用規約の変更に同意したものとみなします。

第2条 (仕様)

本システムの仕様は、健生が定めるとおりとします。健生は、本システムの仕様を予告なく変更することがあります。なお、健生は、本システムの仕様変更に関連してお客様に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第3条 (利用契約の成立)

- 本システムを利用できるのは、第4項に定める利用契約を締結したお客様とします。
- お客様が複数の事業所・店舗で本システムを使用する場合には、事業所・店舗ごとに利用の申込を行うものとします。
- 本システムの利用する申込は、必ず本システムを利用する個人又は法人自身が行わなければならない。原則として代理人による申込は認められません。また、本システムの利用を希望するお客様は、申込にあたり、真実、正確かつ最新の情報を健生に提供しなければならないとします。

- 本利用規約の内容とお客様が本システムに関する健生・お客様間の利用契約(以下「利用契約」といいます。)は、健生がお客様から健生所定の申込書により本システムの利用申込を受け、健生がこれを承諾したときと成立するものとします。なお、お客様が申込書に記名押印した時点で、本利用規約に同意したものとみなします。
- 健生は、お客様の利用申込に限り、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、利用申込の承諾を拒否することができます。
 - お客様が本利用規約に違反する恐れがあると健生が判断した場合
 - 健生に提供された申込書記載事項の全部又は一部が①虚偽、誤記、記載漏れがあった場合
 - お客様が過去に本システムの利用を中断、終了等された者である場合
 - お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、総会屋、社会活動標榜団体、特殊技能暴力集団若しくはその関係者(以下、総して「反社会的勢力」といいます。)に該当し、又は反社会的勢力と取り扱われる恐れがある人、資金関係があると健生が判断した場合
 - その他、健生が申込を正当でないと判断した場合

- 健生は、本システムの利用申込承認しまたは、お客様に対し本システムの非独占的な利用を許諾するものとします。
- 健生は、本システムの利用により健生が指示する内容の掲載(アクセス回数、アクセス時間、情報変更回数、アクセスに関する表示、送信データの容量及び送信情報の記載を含むがこれに限られせん)事項を行うことができるものとします。お客様は、予めこれを承諾するものとします。
- お客様は、申込書記載事項に変更があった場合は、健生に対して、健生所定の方法により遅滞なく更新情報を通知するものとします。

第4条 (利用目的)

お客様は、本システムを自己の営業行為にのみ利用することができるとします。

第5条 (料金の支払)

- お客様は、本システムの初期費用及び月額費用を健生に支払うものとします。初期費用及び月額費用の金額、支払方法は別紙にて定めるものとします。
 - 初期費用は、申込日より発生するものと、月額費用は、本システムの利用が可能となった日の属する月から課金開始とします。なお、当該月の課金額は本システムの利用が可能となつた日を起算として日割計算いたします。
 - なお、申込日より、お客様から提出された所定の申込書を健生が承諾した日と申込受付日とし、当該申込受付日属する月を指します。健生が本システムのアカウントを開設した(ログインID、パスワードをお客様へ通知した)日を納品日とします。
- お客様が料金の支払方法として口座振替又はクレジットカード支払を選択され、本条に規定する料金の支払を行った場合には、健生が直接お客様に対して初期費用又は月額費用の請求を行う場合があります。

第6条 (有効期間)

- 利用契約は、本システムの利用に関する申込受付日から1年間有効とします。但し、期間満了の10日前までに健生、お客様のいずれからも健生所定の方法による解約の意思表示がない限り、期間満了の翌日から1年間、同一条件により自動的に延長されるものとします。但し、お客様と本システムとの最低利用期間は、本システムの納品日を合算する1ヶ月目とし、12ヶ月目の末日までとします(例えば、納品日が15日の場合、最低利用期間は12月末日までとなります)。最低利用期間が経過した後お客様が希望する場合には、第3条に従い、利用契約を解約することができます。

第7条 (お客様による解約)

- お客様が利用契約の解約を希望する場合、解約を希望する月の末日の1ヶ月前までに健生が指定する方法で健生に届け出るものとします。
- 前項により解約となった場合は、健生は利用契約終了日(以下「解約日」といいます。)の翌日より本システムの提供を終了し、サーバーに保存されているお客様の商品データ・顧客データ・売上データなど、あらゆるデータを削除します。なお、健生は、当該データ削除に関して生じた損害につき、一切責任を負わないものとします。

第8条 (違約金)

- 第6条2項に定める最低利用期間中に、お客様が解約を希望する場合には、お客様は違約金として解約日の翌日から最低利用期間終了日までの月額費用に相当する額を健生が指定する期日までに健生所定の方法で支払わなければならないとします。
- 第15条4項では第19条に従い、健生が利用契約を解約した場合には、解約日が最低利用期間内であれば、お客様は前項に定める違約金を支払う必要はありません。ただし、健生による解約理由が第19条①に該当し、天災などお客様の責めに帰せられない事由による場合には、この限りではありません。

第9条 (返済利率)

- 最低利用期間経過後に、お客様が本システムの初期費用及び月額費用その他の債務を、支払期日を過ぎてもなお滞りしない場合、お客様は支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に1年4.6%の割合で計算される金額を返済期日としてその他の債務とあわせて、健生が指定した日までに現金と一緒に支払うものとします。
- 前項の支払に必要な振込手数料お客様の費用は、全てお客様の負担とします。

第10条 (インストール)

- 本システムのインストール方法は、下記の方法によるものとします。
 - 健生によるインストール
お客様はナンバーディスプレイ装置、CTIゲートウェイ等(以下、「媒体機器等」といいます。)を健生からレンタルし、健生は本件システムをCTIゲートウェイにインストールしてお客様に提供します。
 - 健生は本システムを前記①により提供した場合であっても、初期不良の場合を除き、媒体機器等が不具合等を起こさないこと及び利用規約を含め、お客様に対し何らの保証も行いません。

第11条 (レンタル)

- 健生は、利用契約の有効期間中、媒体機器等をお客様にレンタルするものとし、お客様は善良なる管理者をもって媒体機器等を使用するものとします。
 - お客様は、健生の債務の承諾なく、以下の行為を行ってはならないものとします。
 - 媒体機器等につき、譲渡、転売、改造、担保提供等その他の処分を行うこと
 - 媒体機器等を納入場所以外の場所に移動すること
 - お客様は、利用契約終了後した場合、直ちに媒体機器等を原状に回復した上で、健生の指示に従って返還するものとします。
 - お客様は、媒体機器等に対し有益費、必要費その他の費用を支出した場合でも、これらの費用を健生に請求することはできないものとします。
- お客様が利用契約終了後15日以内(以下「返還期間」といいます。)に第3項の返還を完了しなかった場合、お客様は、健生に対し、返還期間から返還を完了するまでの期間に相当する月額費用(自割計算)より算出する。)の倍額に相当する額の違約金を支払う義務を負うものとします。

第12条 (権利の帰属)

- 本システムに関する著作権、特許権等の知的財産権その他一切の権利は、健生又は正当な権限を有する権利者に帰属します。
 - 前項は、本システムで第三者の知的財産権その他権利を侵害しないことのお客様に対して保証するものではありません。
 - お客様は、第三者から本システムが第三者の知的財産権その他権利を侵害するものとしくレーム、請求等があるとき、又は訴訟が提起された場合には、すやかに健生にその旨を通知することとします。
 - お客様が、本システムに登録したデータ及び情報に係る権利は、お客様に帰属するものとします。

第13条 (保守サービス)

- 株式会社シンカは、お客様に対して、次の保守サービスを提供します。
 - 本システムの利用に関する電話・メール等によるサポート(訪問サポートをご希望の場合は、株式会社シンカが別途定める料金が発生します。)
- 前項のサポートの内容は、本システムの操作方法に関するもののみとし、技術的なサポート

や、媒体機器等ハードウェアに関するサポートについては、株式会社シンカが別途定める料金が発生します。

- 第1項のサポート回数の上限は、設けられないものとします。
- サポートに関する連絡窓口は電話:03-6721-0415
若しくはuser_toiwase@ethinca.co.jpとします。
- サポート窓口の営業時間は、平日9:30~17:30 とします。

第14条 (ID、パスワードの管理)

- お客様は自己の責任において本件システムのID 及びパスワード(以下「パスワード等」といいます。)を管理、保管するものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡、複製、複製、売買等を行うことを行ってはならないものとします。
- パスワード等が管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用等による損害の責任はお客様が負うものとし、健生は一切の賠償を負いません。
- お客様は、パスワード等が盗まれたり、第三者に利用されたりしていることが判明した場合には、直ちにその旨を健生に通知するとともに、健生からの指示に従うものとします。

第15条 (禁止事項)

- お客様は、次の禁止事項に該当する行為をしてはならないものとします。
 - 本システムの全部又は一部、その他本システムに関連する資料を第三者に譲渡、継承又は貸与すること
 - 本システムの全部又は一部を複製、複製、転載、改変、再複製等すること
 - 本システムに付された健生の商号又は権利表示を変更、除去又は不明確にすること
 - 本システムを犯罪行為に利用すること
 - 本利用規約、法令等と所屬する業界団体の内部規則に違反すること
 - 公序良俗に反する目的のために本システムを利用すること
 - 本システムに隠し利用している情報を改ざんすること
 - コンピュータ・ウイルス等を含む電子メールなど有害なコンピュータ・プログラム等を健生のウェブサイトに送信すること
 - コンピュータ・ウイルスを拡散するための方法により、健生、その他関連会社又は第三者のソフトウェア、ハードウェア、通信機器等の適切な動作を妨害、破壊等しは制限し又はそのおそれのある行為
 - お客様の顧客に関する情報を、本システムを利用して行方不明の目的以外の目的に利用すること
 - 利用規約に関する情報の開示又は伝達をすること(但し、お客様が利用契約上の義務を履行する上で必要な場合は、かかる情報を開示することができますが、お客様が、かかる情報の開示を受ける者全員を、上記の目的のためにのみ等を使用せず、かつかかる情報に関連してお客様に適用される規制を遵守することと条件とします)
 - 利用規約に関する情報を、何らかのマーケティング若しくは販促促進等の目的で利用すること
 - 健生、その他関連会社又は第三者の知的財産権その他権利を侵害すること
 - 健生、その他関連会社又は第三者の商品若しくはサービスなどを非許諾中継すること
 - 本システムを利用して健生と競合し、又は競合するおそれのあるサービスを提供すること
 - 本システムに関する情報(商品情報を含むがこれに限られせん)に関して、健生が定める目的以外に使用すること
 - お客様のソフトウェアを制作するにあたり、健生の商号又は商標と同一又は類似の文字列を含む商標、URL 等を使用すること
 - その他、健生が不適切と判断する行為
- 前項に違反した場合、お客様は健生が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
- お客様の違反により本システムを入手又は使用した第三者が第1項各号のいずれかに該当し、健生に損害を与えた場合、お客様は健生が被った一切の損害について賠償する責任を負うものとします。
- お客様が第1項各号に定める禁止事項に該当する行為を行ったときは健生が認めた場合や、本システムの運営上必要があると健生が判断した場合に、健生は次の措置のいずれかを単独又は併せて実施し、合せて講ずることがあります。なお、これによってお客様に損害が発生したとしても、健生は一切責任を負わないものとします。
 - 本システムに保存されたデータの全部又は一部の削除
 - 本システムの提供の一部の利用を制限
 - 本システムの提供の中断又は終了
 - 健生からの利用契約の解約

第16条 (責任の制限等)

- 本システムは、提供時点で現状有姿のまま提供されるものであり、健生は本システムにエラー、バグ、論理的誤り、不具合、中断その他の瑕疵がないこと、本システムにコンピュータ・ウイルス等の有害情報が含まれないこと、ならびに本システムの正確性、信頼性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性等につき何ららの保証も行いませんとはあります。
- お客様は、健生の本システムのメンテナンス、通信回線の不具合等、やむを得ない事情により本システムの提供が中断又は終了する場合がありますことと予め了承し、当該中断又は終了に関し、健生に対し賠償を求めないものとします。
- 健生は、前項のほか、本システムの利用又は利用不能、改変、不正アクセス等、本システムに関する第三者のコンタクト又は行為、その他本システムに関する事象に起因してお客様に生じた一切の損害につき責任を負わないものとします。
- 健生はお客様に対し、本システムがお客様の特定の目的に適合すること、期待する機能を果たすること、期待する成果を実現すること等、本システムに関する何らの保証も行うものではありません。
- お客様は、本システムを利用することが、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するかどうかを自己の責任と費用に基づいて調査するものと、健生はお客様による本システムの利用がお客様の責任と費用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること何ら保証するものではありません。
- 健生は本システムを利用した実際の取引、交渉、支払等には一切関与せず、本システムに関連してお客様が被った損害、損失、費用(本システムでこれらに限定せず)に伴う事故、犯罪行為、紛争、契約の取消等に基づき損害賠償等を含みながらこれらに限定されません。)並びに、本システムの提供中、提供終了、利用不能、変更、及び健生による本利用規約に基づくお客様の情報の削除に、お客様が同意し、お客様が同意してお客様が被った損害、損失、費用等につきお客様が一切の、保証を受けるものではありません。なお、本項において「損害、損失、費用」には、直接的損害及び過半数のみなす、遺失利益、事業機会の変更、データの喪失、事業の中断、その他間接的、特別的、潜在的若しくは付随的損害の全てを意味するものとします。
- 健生のウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク、第三者から健生のウェブサイトへのリンクが提供されている場合がありますが、健生は、自己のウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関しては、いかなる理由に基づいても一切の責任を負うものではありません。

第17条 (損害賠償)

- お客様は、本利用規約で健生が免責されている事項を除き、利用契約の履行に関しシンカの責に帰すべき事由により直接の損害として現実とされた通常の損害(ただし、健生に対し本条第2項に定め限度で損害賠償を請求することができます)。
- 前項の損害賠償請求は、お客様が健生から本システムを受領した日から6ヶ月以内に行わなければならないとします。
- 健生に対する損害賠償の請求は、法律上の瑕疵担保責任、不当利用、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、いかなる場合であっても、第5条に規定する初期費用及び月額費用のうち、損害発生から過去3ヶ月間で健生が受領済みの金額(消費税等を含みません)を上限とします。

第18条 (本システムの提供の中断又は終了)

- 健生は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に対して事前に通知等することなく、本システムの全部又は一部の提供を中断又は終了することができるものとします。
 - 本システムに係るコンピュータ・システムの点検又は保守作業を定期的または緊急に行う場合
 - コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
 - 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本システムの提供ができなくなった場合
 - 戦争、紛争、暴動、騒音、労働争議等により本システムの提供ができなくなった場合
 - その他通常上あるいは技術上、健生が本システムの一時的な中断等が必要と判断した場合
- 健生は、お客様が下記に該当する行為を行った場合、お客様に対し通知等することなく、本システムの全部又は一部の提供を中断又は終了することができるものとします。
 - 初期費用及び月額費用の支払を遅滞した場合
 - お客様の行為(不作為を含みます)により健生のサービスに支障を生じ、又は支障が生じるおそれがある等、健生の債務の遂行に支障が生じ又は健生が認めした場合
 - お客様が利用規約等の申込みにあつたて、虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - 利用規約等に違反する行為をおこなった場合
 - その他、健生が本システムの全部又は一部の提供を中断又は終了することができると判断した場合
- 健生が前2項の規定に従い、本システムの提供の全部を終了する場合には、第19条に従い、健生は利用契約を解約できるものとします。
- 健生は、本システムに規定する本システムの全部又は一部の提供の中断又は終了に関して、お客様に損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第19条 (健生による解約)

- 健生は、お客様に以下の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告を要せず、利用契約を解約することができるとします。
 - 本利用規約のいずれかの条項に違反したとき
 - 第15条1項各号のいずれかの禁止事項に該当したとき
 - 第18条に準じて本システムの提供の全部を終了する場合
 - 破産、仮差押え、破産、強制執行、滞納処分その他公力による支払を受けたとき
 - 改定、会社更生手続開始、特別清算手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき又は清算手続が開始されたとき
 - 事業を廃止したとき又は1ヶ月以上事業が中断することがあるとき
 - 手形交換所との交換取引停止処分を受けると、財産状態が悪化したと認められたとき
 - お客様の放棄又は過失により、健生、本システムの他の利用者又は第三者に損害を生じさせおそれが生じたとき、又は損害が発生したとき

- 手段の如何を問わず、お客様が本システムの運営を妨害した場合
 - 第3条第5項各号のいずれか該当したとき
 - 反社会的勢力を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言訴を用いたとき
 - その他、健生がお客様に対して本システムの提供を継続することが適当でないと判断した場合
- お客様が前項各号に該当したことにより健生が損害を被った場合、本システムの提供の中断又は終了、利用契約の解約等の無にかかわらず、健生は、お客様に対し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - お客様が前1項に該当したときに利用契約が解約となった時は、健生は、お客様の本システムの利用を停止し、サーバーに保存されているお客様の商品データ・顧客データ・売上データなど、あらゆるデータを削除します。本項に基づく措置によりお客様が被った損害について、健生は一切の責任を負わないものとします。

第20条 (輸出)

健生は、本システムを国外に持ち出すときまたは、事前にその旨を健生に届け出た上で、健生の書面による承諾を得なければならない。またお客様は、本システムが米国及び日本国の輸出に関する法令及び規制(みなし輸出及びみなし再輸出に関する規制を含め、以下「輸出関連法規」といいます。)が適用され、又は適用される可能性があることを了解し、本システムの利用にあたり輸出関連法規に従うことと同意するものとします。お客様は、本システムにより生成された資料等が、輸出関連法規に違反して、直接間接を問わず輸出される場合、輸出関連法規で禁止されている用途(核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含むがこれに限られせん)で使用されないことに同意するものとします。

第21条 (個人情報取り扱い)

- 健生は、お客様の個人情報を別途定める「プライバシーポリシー」に従い取り扱うものとし、お客様は、このことに同意するものとします。
- お客様は、本システムを通じて入手した個人情報を適切に扱い、以下の行為をしてはなりません。
 - 第三者に個人又は漏洩すること
 - 第三者は自己の目的に利用(お客様の顧客から入手した個人情報を当該顧客との契約に基づき利用するためを除きます)
- お客様は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改変、漏洩等の危険にさらして、最善の安全対策を講じなければならないものとします。
- 健生が、お客様の個人情報を入手した個人情報は、本システムの運営のためならず、本利用規約に基づき本利用規約に付随する業務の遂行のため、又は関連するソフトウェア、新商品、サービスに関する情報のお知らせのためその他プライバシーポリシーに定める目的に利用いたします。

第22条 (秘密保持)

- 本利用規約において「秘密情報」とは、本利用規約に関連して、お客様が、健生より書面、口頭若しくは磁気記録媒体等により提供された開示された情報及び、又は、本システムに関連して知り得た、健生に関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味します。但し、健生から提供若しくは開示がなされたとき又は知り得たとき、既に一般に公知となつた、又は、既に開示されたもの、健生から提供しは開示又は知り得た後、お客様の責めに帰せざる事由により刊行物その他に公知となったもの、提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わなければならないと通知を取得したもの、秘密情報に係ることなく単独で開発したもの、健生から秘密保持の必要な書面を確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
- お客様は、秘密情報を本システムの目的のみに利用するとともに、健生の書面による承諾なしに第三者に秘密の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
- 前項の定めにもかかわらず、健生は、本システムの提供に必要な範囲で、第三者に対し、健生が定める一定の範囲のお客様に関する情報を提供することとし、お客様はこれに予め同意するものとします。
- 第2項の定めにかかわらず、お客様は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は訴訟に基づき、秘密情報を開示することができず、但し、当該命令、要求又は訴訟があった場合、違約金の一部を健生に通知しなければならないとします。
- お客様は、秘密情報に関する文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に健生の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については、第2項に準じて厳重に行うものとします。
- お客様は、健生から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、健生の指示及び、秘密情報並びに秘密情報記載又は含まれた書面、磁気的記録その他の媒体及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければならないとします。

第23条 (分離可能性)

本利用規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約の残りの規定及びその一部が無効又は執行不能と判断された残りの部分は、継続して完全に有効とするものとします。

第24条 (準拠規定)

本システム(本条、第3条、第4条から第9条まで、第10条第2項、第11条第2項から第5項まで、第12条、第14条第2項、第15条から第17条まで、第18条4項及び第19条から第28条までの規定は本利用規約に基づきお客様とお客様の間の利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第25条 (利用契約終了後の措置)

- お客様は、利用契約が終了した場合、その終了原因の如何にかかわらず、契約終了後7日以内本システム及び本システムに関連する技術上の秘密を含む一切の資料を健生に返還し、又は健生の書面による指示に従い消去し、破壊、削除しなければならないとします。
- 前項により本システム及び本システムに関連する技術上の秘密を含む一切の資料を破壊・削除する場合、お客様は、破壊・削除したことを証明する書面を遅滞なく記名押印又は署名の上発行し、健生に提出しなければならないとします。
- 終了原因及び終了時期の如何を問わず、健生に支払済みの本システムの初期費用及び月額費用はお客様に払い戻されることも、受ける理由においても相違できず、利用契約締結日以降のいかなる事由の発生によっても影響を受けられないものとします。

第26条 (本利用規約の譲渡等)

- お客様は、健生の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本利用規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 健生は本システムにかかわる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、クレジットカードの登録並びにお客様の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとす。お客様は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第27条 (規定外事項)

本利用規約に定めのない事項が生じた場合又は本利用規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、健生及びお客様は互いに協議の上誠意をもって解決するものとします。

第28条 (裁判管轄)

利用契約に関する紛争は、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本利用規約は、2018年9月3日より効力を有するものとします。

<着信コンシェルお申込みに関する注意事項>

- 着信コンシェルは、株式会社健生と株式会社シンカの共同サービスとなります。なお、お申し込みいただいた法人のお客様の情報は、株式会社シンカと共有いたしますので予めご了承ください。
- 着信コンシェル導入に必要な施設所械の環境調査、電話・インターネット回線に関する機器設置、SMSの契約、お支払い、アターサポート等に関しては、株式会社シンカが担当いたします。
- SMSは、クレジットカードの登録後必須の10日前後でお支払いいただきます。あらかじめご了承ください。
- 着信コンセルの初期費用及び月額費用は、株式会社健生へお支払いください。
- SMSのご利用料は、株式会社シンカにお支払いください(クレジットカード決済)。
- 着信コンセル導入後、施設所械の移転など再設定や機材の再設置が必要な場合は、別途費用が発生します。詳しくはお問い合わせください。
- 着信コンセルのご利用には電話番号とナンバーディスプレイ契約が必要となります。契約等については電話会話をよくお聞きください。
- 着信コンセルお申し込み及びキャンセルは原則前日となります。
- ご解約の場合、設置した機器(CTI7タイプ等)は返却となります。
- 着信コンセルを利用するためのCTI7タイプ設置箇所は、Aコンテナが1箇所必要となります。必要に応じてOATップなどの工事費をお見積りいたします。
- 着信コンシェルはひかり電話での利用が可能です。ひかり電話以外の場合はご相談ください。

- 電話での利用開始の提示が後ほど必要となります。
- 下記の箇所は、配管工事や機器の追加など別途費用が発生する場合があります。その際は、機器の設置工事を行います。後日、必要な別途費用を契約書でお知らせいたします。
 - NTTの機器からルーターまでの距離が離れている。もしくは別々の部屋にある
 - LANケーブルが壁の中に入っている